

# 目安年間エネルギー使用料金について (案)

令和2年7月10日

資源エネルギー庁

# 1. 照明器具、電球の目安年間エネルギー使用料金の算出方法及び注意事項

- 改めて小売事業者表示制度の対象とした照明器具及び電球については、目安年間エネルギー使用料金の算出方法等を定める必要がある。
- 年間の目安電気料金の算出方法及び注意事項は、改正前の蛍光ランプのみを主光源とする照明器具及びLEDランプを踏襲し、年間2,000時間（1日あたり平均約5.5時間）の点灯時間を算出に用いる。

機器名	目安年間エネルギー使用料金の算出方法	注意事項
照明器具	年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。 年間の目安電気料金 = $P \times 2000 / 1000 \times Z$ この式において、P及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。 P：判断基準の3-2に規定する方法により算定した消費電力（単位：ワット） Z：27（単位：円毎キロワット時）	年間の目安電気料金は、一般家庭での1日当たりの平均点灯時間約5.5時間を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に27（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の年間点灯時間や電力会社等によって異なります。
電球	年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。 年間の目安電気料金 = $P \times 2000 / 1000 \times Z$ この式において、P及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。 P：判断基準の3-2に規定する方法により算定した消費電力（単位：ワット） Z：27（単位：円毎キロワット時）	年間の目安電気料金は、一般家庭での1日当たりの平均点灯時間約5.5時間を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に27（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の年間点灯時間や電力会社等によって異なります。

## (参考) 測定方法の見直しの例

- 省エネ基準の検討に際して、省エネ性能評価方法の見直しを行っている。

### 【最近見直しされた測定方法の見直し】

照明器具	従来の蛍光灯照明器具は、消費電力(W)あたりの光源の光束(lm)を評価していた。新しい測定法では、照明器具光束(lm)を評価することで、光源の種類に寄らず照明器具の評価が可能となった。
重量車 (バス、トラック)	エンジンの回転数等をマッピングし走行状況をシミュレートする方法を用いている。新しい測定法では、エンジンの回転数等をマッピングする際の測定点を増やし、空気抵抗、タイヤの転がり抵抗等の評価を反映し精緻に評価することが可能となった。
電子計算機 (クライアントPC)	新しい測定法では、オフモード、スリープモード、ショートアイドルモード及びロングアイドルモードにおける各消費電力を各モード比率（ノートブックコンピュータもしくはデスクトップコンピュータ別に設定）で加重平均した年間消費電力量を評価し、より使用実態に近い評価が可能となった。
電子計算機 (サーバ)	新しい測定法では、サーバを構成するCPU、メモリ及びストレージについて、テストプログラムによる作業負荷（ワークレット）を与え、測定された各性能を消費電力で除した値を幾何平均した値を評価することにより、実使用に近い評価が可能となった。
乗用車	自動車の燃費に係る試験サイクル・試験法は各国・地域毎に異なっており、製造事業者は個々の燃費試験に対応することが求められてきたが、国連において日本が主導し、国際的に統一された試験法が成立。従来の測定方法との主な違いは、平均車速の上昇、冷却状態での走行時間の割合増加などである。